

令和5年度第3回龍ヶ崎市情報化推進委員会

日時：令和6年2月9日（金）
10：00～

場所：庁議室

- 1 庁内 DX 推進に向けた方針（案）について
- 2 自治体システム標準化への対応（案）について
- 3 イントラ更新について
- 4 コンビニ交付の証明書追加及び交付手数料について
- 5 その他

庁内DX推進に向けた方針 (案)

総合政策部デジタル都市推進課

1. 庁内DX推進の必要性

少子高齢化にともなう労働人口減少により、将来的に人手不足が懸念されているなか、最新のデジタル技術の活用によって住民に対するサービスの利便性向上、アナログ業務をデジタル化することによる業務改善を図らなければ、業務を継続することが出来ないとされているため。

2. 庁内DXに期待されること

(1) 住民の利便性の向上

時間や手間のかかるアナログな行政手続きをオンライン化することによる利便性向上。

(2) 業務効率化

デジタル技術やAIの活用により業務プロセスの見直しや効率化により行政サービス改善を進め、人口減少による労働力不足への対応にも期待。

(3) 行政サービスの向上

業務効率化による、限られた労働力を政策的業務等へ振り分けることが出来る。

3. 当市におけるDX推進に向けた現状の取り組み

トライアルの活用

- トライアルを活用し無償で試験運用を行うことで、費用をかけずに運用の効果を確認できる
 - ・ **LoGoチャット**⇒情報共有にかなり効果的。
災害発生時における災害対策での情報共有、イベント開催時において現場間もしくは現場と職場間、またプロジェクト等における情報共有にかなり効果を発揮
 - ・ **住宅地図forWeb**⇒紙での住宅地図閲覧に変わりデータ化することにより、検索性の大幅な向上
⇒いずれも情報システム中期事業計画に掲載し、来年度から本格導入予定

職員のDX意識向上啓発

- **研修への積極的な参加**
DXに対する意識や技術向上につながるような研修について、特に自席で行えるe-learningで行われる研修を、積極的に職員へ周知・受講を促す。また、今回各課への周知にあたっては、人事行政課との連名にて行う。
- **外部講師による講習**
毎年行っている内部向けの情報セキュリティ研修会に合わせて、外部講師を招いてインターネットへの意識向上に繋がる講習を実施。

既にある資源の有効活用

- **連票用プリンタ及び圧着はがき用紙を活用**
市民への通知類に関して、現在各課のレーザープリンタでA4用紙に印刷し封入封緘し発送しているような通知物について、既に設置してある連票用プリンタ及び圧着はがきを使用し、A4用紙から圧着はがき化を行うため、全庁調査を実施。⇒希望した課にヒアリングを行い、実際の実現可否等を調整するとともに、今後も継続的に改善へ向けての調整を行っていく

4. DX推進に向けての問題

レガシー化した情報システム

システムの長年使用⇒複雑化・ブラックボックス化

- ・保守、運用費が高額となる
- ・新しいシステムに刷新したくても仕様を把握できない
- ・システムトラブルやデータ滅失のリスクがある

システム更新にあたっては**複数ベンダーから比較検討**
(ただし、情報システムの標準化の影響により、タイミングを図る必要あり)

システム標準化後取組予定

フロント業務のみでのDX化

住民からの申請はデータ⇒受付後、紙出力し保管や入力

- ・バックヤードでの事務処理等にDXの利便性を享受されない
- ・積極的な広報もできずに、システムは入れたはいいが、使用頻度が低いものになってしまう恐れ

- ・システム導入が目的ではなく、全体最適化の観点から**業務フローの見直し**を行う

システム標準化後取組予定

新たなDX投資予算の不足

- ・システムの新規導入には
⇒それなりの費用が必要
ただし、その費用が適正であるかの判断は困難であり、またサービス利用形態においてはそもそもの金額が決められている
- ・現在のIT予算は、主に現行システムの運用、保守のための予算であり、そのための費用だけでも膨大

- ・今ある**資産の有効活用**や**トライアル**をうまく使い、本格導入するべきものを見極める。

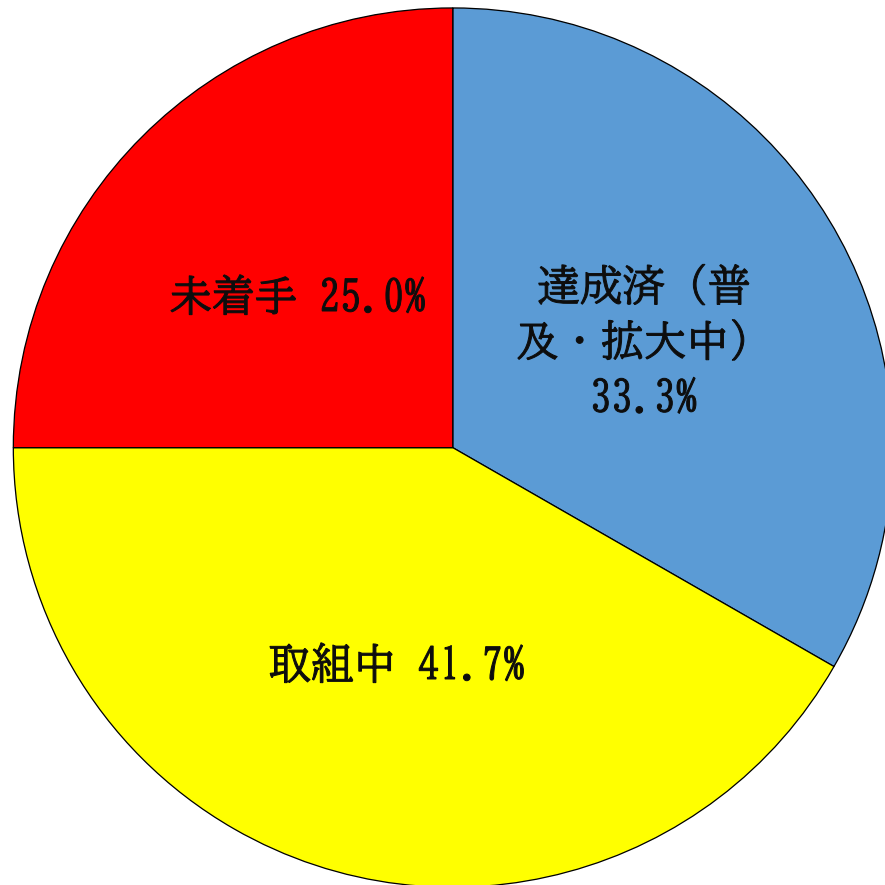
DXに対しての人材や意識の不足

- ・自治体DXを進めるために必要なDX人材について、自治体は専門職としての採用はあまりない。
- ・既存の業務に手一杯となっており、そのため新たな仕事としてDXやシステム刷新をよしとしない風潮。
- ・紙へのこだわりがある。(例規等も含めて)
- ・DXやICTは難しいものとの先入観があり、自分には関係ない・わからないとの思い込み。

- ・e-Learningの積極活用・外部人材の検討
- ・各種デジタルに関する研修会等開催

5. 龍ヶ崎市第5次情報化推進プランへの対応状況

達成状況



■ 達成済 (普及・拡大中) ■ 取組中 ■ 未着手

状況	件数
達成済 (普及・拡大中)	4件
取組中	5件
未着手	3件

5. 龍ヶ崎市第5次情報化推進プランへの対応状況

1) 市民サービスの向上

(1) 行政手続の電子化

- ・ 行政手続のオンライン化による「来させない窓口」を実現
- ・ AIチャットボットによる問合せ対応の自動化

(2) 行政手続の簡略化

- ・ マイナンバー等の券面情報読み取りによる「書かせない窓口」を実現
- ・ 「ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出を不要とする）」の実現

(3) キャッシュレス決済の拡大

- ・ 令和3年8月の証明書手数料決済への導入に始まり、令和4年10月に市営斎場、令和5年9月に八原保育所、駅前こどもステーション、つぼみ園の利用料へ拡大。

(4) ワークスペースの整備支援（Wi-Fi環境の整備）

- ・ 市庁舎や各コミセン等にIBARAKI Free Wi-Fiを整備。令和7年4月共用開始の福祉施設へもIBARAKI Free Wi-Fiを整備予定。

2) 行政運営

(1) 電子決裁・電子文書 (ペーパーレス)

- ・電子決裁可能な公会計システム導入・全課にスキャナ配布

(2) 基幹系システムなどの 最適化

- ・情報システム標準化への対応（令和7年1月移行予定）
- ・AI、RPAの活用

(3) デジタル人材の育成

- ・e-learningを活用した全庁的なICT教育講座の受講体制構築
- ・外部講師によるITに係る講座実施
- ・職員研修へDX研修を取り入れる

(4) 個人情報保護・ 情報セキュリティ

- ・定期的な情報セキュリティ研修実施
- ・管理職以上職員へe-learningによる情報セキュリティ研修の受講体制構築
- ・情報セキュリティ内部監査の実施

3) 地域社会

(1) マイナンバーカードの活用

- ・マイナンバー及びLINEを使用した公的個人認証によるサービスの導入

(2) オープンデータの公開・活用

- ・新たに組織されたデータ管理活用グループを中心に、各種検討・整備
※「統計りゅうがさき」の見直し

(3) デジタルデバイドの解消

- ・スマホ教室を開催し、年代によるスマホ操作格差の解消を図る

(4) 多言語対応の充実

- ・IT技術を活用した多言語化対応を実現（AIチャットボット活用も視野に）

情報化推進プランに記載の事項への対応を基本に、未達成の項目についても第5次情報化推進プランの計画期間である令和8年度末までの実現を目指す



具体的取組と年度目標で進行管理

6. 取り組み①（デジタル人材育成）

デジタル人材育成への道

DX化について、職員によっては「自分には関係のないもの」「これまでのやり方があるのにそれを変えることは余計な仕事」との認識

※庁内DX意識調査（R5.5月）→30%の回答率（225名／756名）

→自身の業務へのデジタル化への関与は意識するも、それほど問題視してるとは思えない。



職員のDXに関する機運上昇や技術向上がDX成功の鍵となる
（DX意識向上の必要性あり）

6. 取り組み①（デジタル人材育成）

●職員研修へDX研修を取り入れる

地方公共団体が人材の育成の基本方針を策定するにあたっての指針について、新たに「人材育成・確保基本方針策定指針」を策定し、その中で「人材育成」に加えて「**デジタル人材の育成・確保**」を追加

→DX化は自治体業務全体の根幹をなす部分であり、そのための**デジタル人材育成は優先すべき事項**

→デジタル人材育成研修を職員階層研修に取り入れる
(人事行政課協議中)

※J-LISのWEB研修、e-learning、集合研修等

→「DX推進リーダー」の育成確保を行い、所属する業務担当部局のDX取組をリードする人材になってもらう。

「DX推進リーダー」・・・**デジタルツールを「活用できる」人**
要件を整理し「発注できる」人

6. 取り組み①（デジタル人材育成）

- e-learningを活用した全庁的なICT教育講座の受講体制構築
- 地域情報化アドバイザーの活用

総務省で行っている事業で、情報通信技術（ICT）やデータ活用を通じた地域課題解決に精通した専門家に「地域情報化アドバイザー」を委嘱し、地方公共団体等からの求めに応じて派遣

専門家の旅費・謝金に係る申請者の負担ゼロで、1回の派遣申請につき最大3日まで派遣可能

※地域情報化アドバイザーは、ICTを利活用した地方公共団体等に対する豊富な支援実績や知見を持つ、総務省が認定した専門家。令和5年度は総勢196名に委嘱しており、その中にはオープンデータ、自治体システム、テレワーク、セキュリティ等、多様な分野を専門とするアドバイザーがいる。

7. 取り組み②（DXの進め方）

デジタル都市推進課及び各課からのアプローチ

(1) デジタル都市推進課から

様々なデジタル技術を検討・検証し、全庁的な展開を行う。

例) ・LoGoチャットの導入

・キントーンに代表されるノーコードツールの導入検討

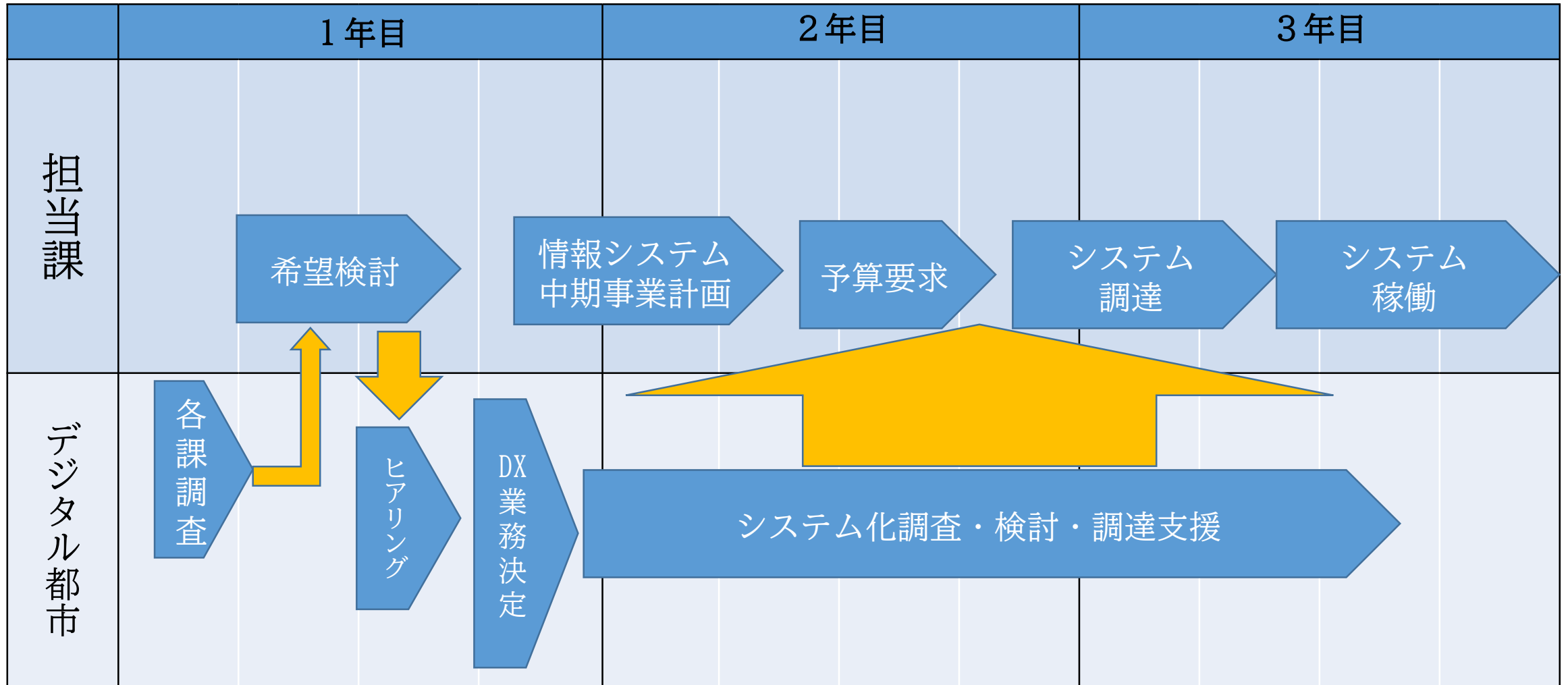
(2) 各課から

各担当業務を行ううえで、デジタル化により業務改善を図れると思われるものについて、毎年調査・検証の機会を設ける。



・デジタル都市推進課からの発案・各課からの発案を組み合わせることによって、全庁的に自分事としてDXをとらえるとともに、技術的なものも補填できる体制とする。

担当課からのDX発案スケジュール



8.まとめ

庁内DX推進に向けての2本柱

①デジタル人材の育成

②DXの進め方

デジタル都市推進課からのDX発案

担当各課からのDX発案の機会の創設

⇒ 双方向からの推進機会の創設

自治体システム標準化への
対応について
(案)

令和7年2月

総合政策部デジタル都市推進課

システム標準化について

国において、地方行政のデジタル化を推進するため、令和3年9月1日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を施行し、全国の自治体に対し基幹業務20業務のシステムを、国が示す標準仕様に適合したシステム（標準準拠システム）へと移行することを義務付け、併せてガバナメントクラウドでの構築を努力義務（ただし補助金要件）としている。

システム標準化対象業務

- 住民情報基幹系システム（両毛システムズ：デジタル都市推進課）
 - ・住民基本台帳・選挙人名簿管理・固定資産税・個人住民税・法人住民税
 - ・軽自動車税・国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・介護保険
 - ・就学・印鑑登録
- 総合福祉システム（北日本コンピューターサービス：デジタル都市推進課）
 - ・障がい者福祉・児童手当・児童扶養手当・生活保護・子ども子育て支援
- 健康管理システム（両備システムズ：健康増進課）
 - ・健康管理
- 戸籍システム（富士フィルムシステムサービス：市民窓口課）
 - ・戸籍・戸籍の附票

対応期限：令和7年度末まで

龍ヶ崎市のシステム標準化への対応

●住民情報基幹系システムにおいて、現在使用しているサーバや端末等の機械類は、平成30年1月から使用しているものであり、令和7年には8年目となるため、保守が効かなくなる。そのため、令和7年1月から機器等を新しくする必要はあるが、このタイミングに標準化された新システムへ移行することが最も効率的。

●住民情報等を連携するその他システムについては、住民情報基幹系システムが標準化されるタイミングにおいて標準化対応を行わないと、余計な連携のための費用がかかる。

●法律により、全国的に令和7年度末までに標準化準拠システムへの移行が義務付けられている現状において、各ベンダーは既存ユーザーの標準化対応に人的リソースが割かれており、令和7年1月に限らず、令和7年度末の標準化移行期限までに他ユーザーを獲得できる状況ではない。

龍ヶ崎市のシステム標準化への対応

標準化対応：既存ベンダーにて対応

移行日：令和7年1月

例外) ・ 戸籍・戸籍の付票

(既存ベンダーの都合により移行日別途調整)

・ 障がい

(既存ベンダー撤退により、新規ベンダー選定の必要あり)

標準化準備後の契約期間について

令和7年度末まではどのベンダーも既存ユーザーの標準化対応を行っているため、新規ユーザー獲得のための動きができない。



早くても標準化後の令和8年度にならないと、RFI（情報提供依頼）に対応できない。

標準化準拠後の契約期間について

標準化後、令和8年度よりベンダーが対応できるとして

R8.10 RFI（情報提供依頼）⇒各ベンダーからの情報提供を受け、システム入替計画策定（スケジュール、経費等）

R9.8 上記計画を基に情報システム中期事業計画策定

R9.11 R10年度当初予算にて債務負担行為要求

R10.6 RFP（企画提案依頼）⇒ベンダー選定

R10.12 契約及び構築開始（構築期間約1年）

R12.1 新システム稼働

標準化準拠後の契約期間について

令和8年度にRFIを行ったとしても、令和12年1月からの新システム稼働となる。



令和7年1月からの標準化準拠システムについて、最低でも令和11年12月までの5年間の利用契約を行い、その期間中に各ベンダー等の動向を確認し次期システム調達を検討する必要あり。

利用契約相手について

・ 既存ベンダーが標準化対応を行うものとするため、その後の利用契約も原則既存ベンダーとの契約とする。

住民情報基幹系システム：（株）両毛システムズ

戸籍システム：富士フィルムシステムサービス（株）

健康管理システム：（株）両備システムズ

生活保護システム：北日本コンピューターサービス（株）

障がい福祉システム：RFPにより選定

児童手当、児童扶養手当、子ども子育てシステムは次ページ以降

利用契約相手について

児童手当、児童扶養手当、子ども子育てシステムは、現在北日本コンピューターサービス（株）と契約しシステム提供を受けているが、実際のシステム開発や保守は（株）両備システムズが行う。そのため、次期システムの利用契約については、（株）両備システムズと行うこととなるが、次の理由により住民情報基幹系システムと一体として、（株）両毛システムズと契約を結んだ方が、龍ヶ崎市にとって運用的にも経費的にも有利となる。

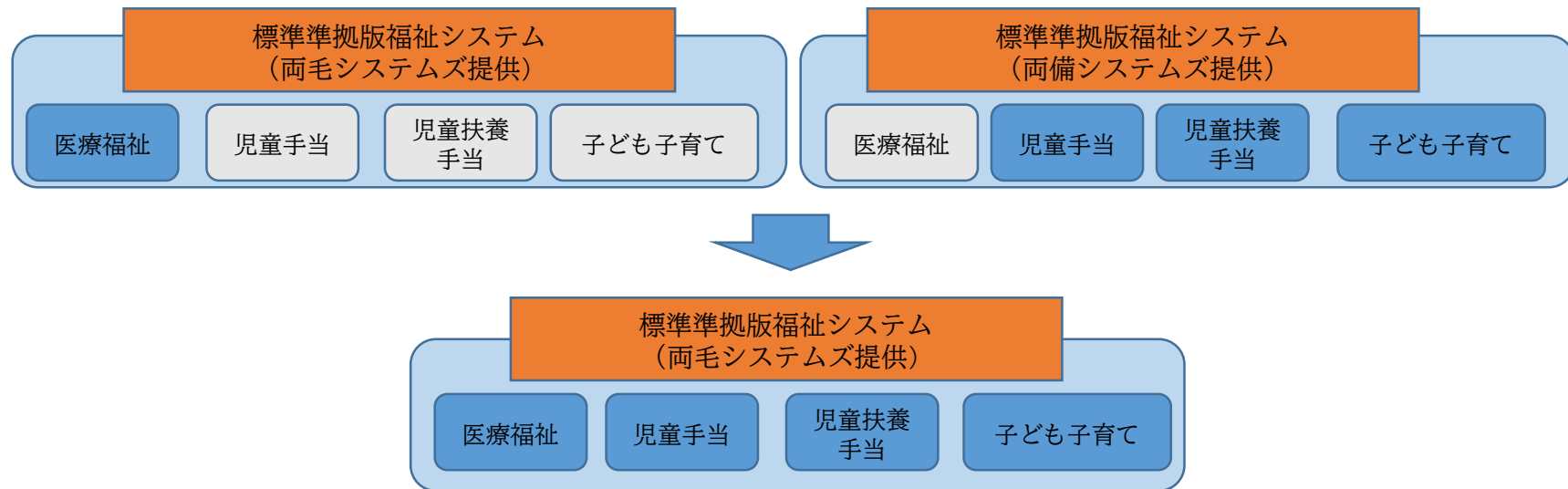
利用契約相手について

①（株）両毛システムズと（株）両備システムズは、令和4年6月1日付で「公共マーケット協業に関する協定」を締結しており、一体での契約が可能となる。

②標準化対応において両社は共同開発を行っており、住民情報基幹系システムとして提供予定の医療福祉と、総合福祉システム内の児童手当、児童扶養手当、子ども子育てシステムは同じ基盤において開発されている。→別契約とすると、同じ基盤をそれぞれのベンダーから納入することとなり、構築や法改正対応等において二重投資となり、また運用においても二重管理を行う必要がある。→契約を1本化することで、コスト削減、職員負荷軽減・業務効率向上を図ることができる。

利用契約相手について

契約を一本化することにより、一つの基盤のみの導入・運用となる



利用契約相手について

契約を一本化することで運用経費も軽減される

利用料比較で年間9,804千円の減額

契約を分けた場合：年間200,652千円

両毛システムズ：186,228千円

システム利用料：月額9,680千円×12月＝116,160千円

ガバメントクラウド利用料：月額5,839千円×12月＝70,068千円

両備システムズ：14,424千円

システム利用料：月額476千円×12月＝5,712千円

ガバメントクラウド利用料：月額726千円×12月＝8,712千円



契約を一本化した場合：年間190,848千円

両毛システムズ：186,228千円

システム利用料：月額10,065千円×12月＝120,780千円

ガバメントクラウド利用料：月額5,839千円×12月＝70,068千円

龍ヶ崎市の情報システム標準化への対応について（まとめ）

- ①標準化対応作業は既存ベンダーにて行い、基本は令和7年1月稼働。
- ②標準化準拠後のシステムは利用契約を5年間とし、以下のとおりの契約相手方としたい。

住民情報基幹系システム：（株）両毛システムズ

※児童手当、児童扶養手当、子ども子育てシステム含む

戸籍システム：富士フィルムシステムサービス（株）

健康管理システム：（株）両備システムズ

生活保護システム：北日本コンピューターサービス（株）

障がい福祉システム：企画提案により選定したベンダー

イントラ更新について

現行のイントラネット系システムについては、リース期間が令和6年2月末で満了（再々リース期間満了）し導入から7年を経過するため、新たな端末へ入替等の更新を行います。

運用変更点

- ① 端末配付方法の変更
- ② 端末へのログイン方法の変更
- ③ ガルーンのバージョンアップ
- ④ メール添付ファイルの受信方法の変更
- ⑤ インターネット閲覧方法の変更
- ⑥ LGWANとインターネット間でのファイル転送方法の変更

運用変更点

①端末配付方法の変更

②端末へのログイン方法の変更

③ガルーンのバージョンアップ

④メール添付ファイルの受信方法の変更

⑤インターネット閲覧方法の変更

⑥LGWANとインターネット間でのファイル転送方法の変更

①端末配付方法の変更

各課等への配付



(正職員) 各職員への配付

(会計年度任用職員) 各課等への配付

①端末配付方法の変更

- ・正職員には1人1台の端末を配付します。
(全台ノートPCとなります)
- ・会計年度任用職員には希望及び必要性に応じて、今までどおり各課等へ必要台数配付します。
- ・正職員へ配付した端末は、課を異動しても引き続き異動先の課で使用してください。
- ・管理は、今まで以上に個人で責任を持って行ってください。破損や故障した場合、過失の度合いにより、弁償等をしてもらう可能性もあります。

運用変更点

①端末配付方法の変更

②端末へのログイン方法の変更

③ガルーンのバージョンアップ

④メール添付ファイルの受信方法の変更

⑤インターネット閲覧方法の変更

⑥LGWANとインターネット間でのファイル転送方法の変更

②端末へのログイン方法の変更 (変更済)

職員証＋パスワードの2要素認証



ID・パスワードのみの認証

運用変更点

- ① 端末配付方法の変更
- ② 端末へのログイン方法の変更
- ③ ガルーンのバージョンアップ**
- ④ メール添付ファイルの受信方法の変更
- ⑤ インターネット閲覧方法の変更
- ⑥ LGWANとインターネット間でのファイル転送方法の変更

③ガルーンのバージョンアップ

現行のver.4からver.6へバージョンアップ

- ・データはそのまま移行
(全庁掲示板への掲載記事内のリンクは除く)
- ・ブラウザをIEからEdgeに変更

2月10日～12日の作業にて変更

運用変更点

- ① 端末配付方法の変更
- ② 端末へのログイン方法の変更
- ③ ガルーンのバージョンアップ
- ④ メール添付ファイルの受信方法の変更**
- ⑤ インターネット閲覧方法の変更
- ⑥ LGWANとインターネット間でのファイル転送方法の変更

④メール添付ファイルの受信方法の変更

外部からのメール添付ファイルについては、メール自体からは削除されるため、IMailにて原本確認の必要あり



自動で無害化され、ガルーンにメール本文とともに届く。無害化され体裁が崩れたものもしくは無害化できずに届かなかった添付ファイルのみ、下記のとおり処理

- パスワードが付いているため無害化できないファイル
→Mail Defenderにてパスワードを入力し無害化

以下新端末配付後

- 無害化対象のファイルではない拡張子、無害化したくないファイル
→DEEPMailにて原本確認し、添付ファイルをRevoWorks Browserのコンテナに保存。
その後、サンドボックス（振る舞い検知）によりLGWANへ転送。

運用変更点

- ① 端末配付方法の変更
- ② 端末へのログイン方法の変更
- ③ ガルーンのバージョンアップ
- ④ メール添付ファイルの受信方法の変更
- ⑤ インターネット閲覧方法の変更**
- ⑥ LGWANとインターネット間でのファイル転送方法の変更

⑤インターネット閲覧方法の変更

Citrix Receiver



RevoWorks Browser

新端末配付後

- ・ Web会議の利用が可能
- ・ Web証明書等がインストール可能

運用変更点

- ① 端末配付方法の変更
- ② 端末へのログイン方法の変更
- ③ ガルーンのバージョンアップ
- ④ メール添付ファイルの受信方法の変更
- ⑤ インターネット閲覧方法の変更
- ⑥ LGWANとインターネット間でのファイル転送方法の変更

⑥LGWANとインターネット間でのファイル 転送方法の変更

Smooth File



新端末配付後

RevoWorks Browser

- ・ファイル転送方法の簡素化
- ・インターネット側ファイルサーバの廃止
→ 2月16日までに必要ファイルを移してください

コンビニ交付サービス 戸籍証明書の追加について



令和6年2月9日開催 情報化推進委員会 資料

市民経済部 市民窓口課

コンビニ交付サービスについて

マイナンバーカードを利用して全国約56,000店舗のコンビニ等で行政が発行する証明書を取得できるサービス。一部店舗を除き朝6：30から深夜23：00まで利用可能（土日祝日含む）

実施状況

- ❖ 全国 1,741自治体中1,223自治体が実施（70%）
- ❖ 県内 高萩市を除く43自治体で実施

取得できる証明書

住民票の写し 住民票記載事項証明書 印鑑登録証明書

戸籍証明書 戸籍の附票の写し 課税所得証明書など



龍ヶ崎市のコンビニ交付サービス

これまでの経緯

- ❖ 平成24年6月 「住民票の写し」「印鑑登録証明書」の交付サービス開始
- ❖ 平成30年7月 「課税所得証明書（非課税証明書）」を追加
- ❖ 令和4年7月 「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書」を追加

手数料

- ❖ 200円/通（窓口交付は300円/通）※コロナ接種証明書120円/通

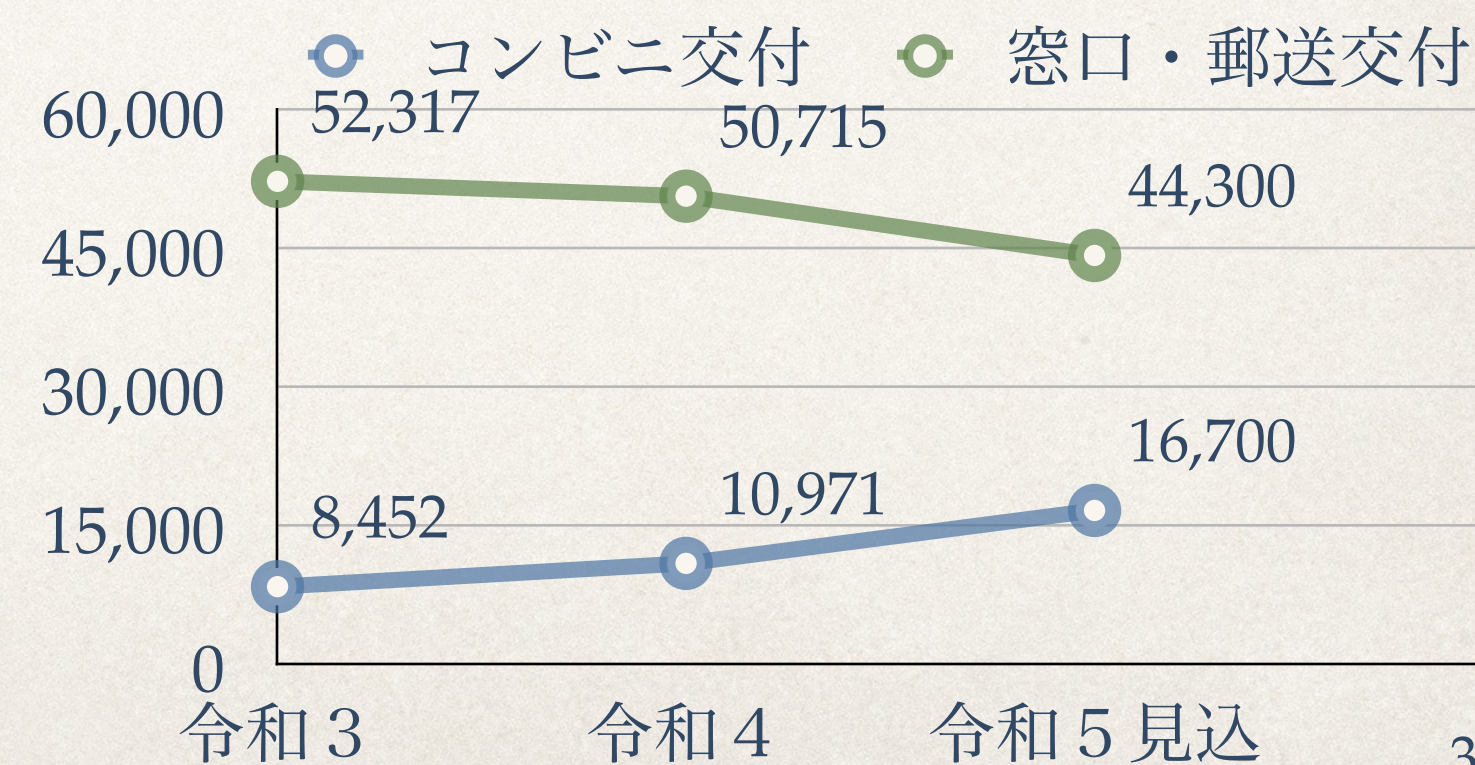
コンビニ交付の状況

マイナンバーカードの普及に伴い年々↑

年度	住民票	印鑑証明書	税証明	計	コンビニ交付割合
令和3	4,018件	4,063件	371件	8,452件	13.9%
令和4	5,376件	5,067件	528件	10,971件	17.8%
令和5見込み	8,000件	8,000件	700件	16,700件	27.4%

市内利用可能店舗数 29店舗
セブンイレブン、ファミリーマート
ミニストップ・カスミ

交付場所別交付状況の推移



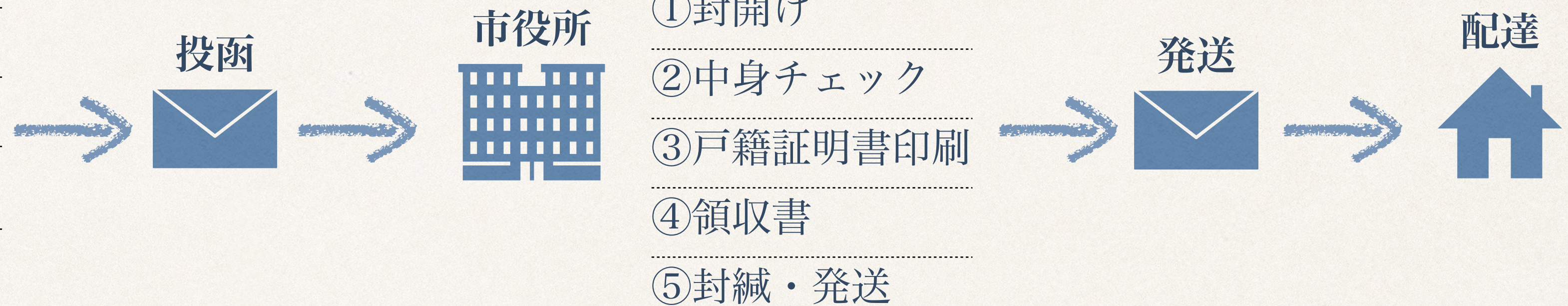
コンビニ交付の利便性

郵送

準備に手間がかかり、取得までに日数が必要 申請者・職員共に負担が大きい

❖ 書類準備

- ①申請書（便箋）
- ②本人確認書類の写し
- ③定額小為替（手数料200円/枚）
- ④返信用封筒（切手貼付け）



❖ 処理時間10分/件

- ①封開け
- ②中身チェック
- ③戸籍証明書印刷
- ④領収書
- ⑤封緘・発送

窓口

役所まで出向く、申請作業が煩わしい

- 平日8:30~17:30



- ①駐車場や駅から歩く
- ②申請書の作成
- ③番号札（待ち時間）
- ④申請書提出+本人確認

交付・会計



コンビニ

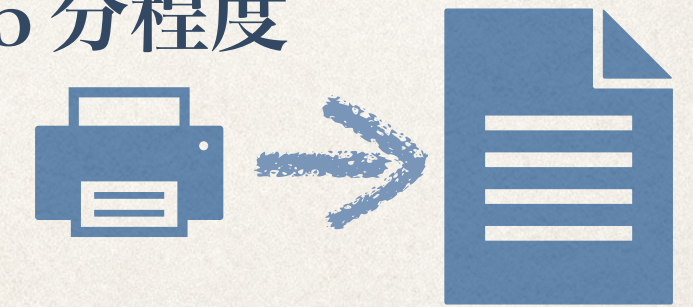
申請簡単 数分で取得 1人で完結

- 6:30~23:00



- 全てマルチコピー機
- ①マイナンバーカードかざす
- ②暗証番号入力
- ③証明書・記載内容選択
- ④手数料支払い

5分程度



戸籍証明書のコンビニ交付について

戸籍証明書のコンビニ交付について

全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で、龍ヶ崎市の戸籍証明書が取得できるサービス
住所が市外の方は、事前にマルチコピー機等から「利用者登録の申請」（原則、初回のみ）が必要で、取得まで5日程度必要

住所が市外の方の
取得までの流れ

利用者申請登録

5日程度

利用状況確認

取得可能

戸籍証明書のコンビニ交付導入状況

茨城県は遅れている状況

- ❖ 県内 日立市 つくば市 神栖市 大子町 稲敷市(R5.9開始) 守谷市 (R5.10開始) 常総市 (R6.1開始) の7自治体
- ❖ 県外 東京都 (40/62自治体中) 千葉県 (30/54) 埼玉県 (27/64) 群馬県 (15/35) 栃木県 (6/25)

戸籍証明書の追加について過去の「コンビニ交付検討専門部会」での意見

- ❖ 戸籍システム更新のタイミング、マイナンバーカードの普及状況、他自治体の導入状況等を見で検討した方がいいのでは

先行自治体の状況

	稲敷市	守谷市	常総市	我孫子市
開始日	令和5年9月	令和5年10月	令和6年1月	令和5年7月
追加の理由	<ul style="list-style-type: none"> ①窓口の混雑緩和・職員の負担軽減 ②窓口DXの推進 ③マイナンバーカードの普及・促進 ④デジ田 	<ul style="list-style-type: none"> ①市長からの要望 ②窓口DXの推進 ③デジ田 	<ul style="list-style-type: none"> ①守谷市の影響 ②窓口DXの推進 ②デジ田 	<ul style="list-style-type: none"> ①近隣の導入状況から ②戸籍の追加は当然 ③戸籍システムのリプレイス
1日あたりの利用者登録申請件数	数件（無い日も）	3～4件	2～3件	5～6件
利用者登録における手間	入力エラーがあった際の電話連絡			
月間ランニングコスト	26.5万円（富士フィルム）+2万円（茨計）			支払いは情報部門で不明

戸籍証明書の追加について



なぜ今追加をするのか

1. 戸籍システムのベンダーから これまで戸籍システム標準化後（令和8年度以降）でないと対応できないと言われていたコンビニ交付対応のシステム改修が、来年度の戸籍システムの入替えと同時にあれば対応できると話が変わったこと
2. デジタル田園都市国家構想交付金（補助率1/2）の対象となる可能性が高いこと（今年度、守谷市、稲敷市等が採択）
3. マイナンバーカードが普及し、コンビニ交付の件数も増えてきていること
4. 龍ヶ崎市第5次情報化推進プランに証明書追加の検討が掲載されていること
5. 開庁時間短縮（R6.10.1開始）に伴うサービスの向上
6. 窓口DXの推進（市民等の利便性向上 職員の負担軽減）



龍ヶ崎市のマイナンバーカード
交付割合76.8%（58,231件）
全国平均77.5% 12/10時点

追加する証明書と手数料

❖ 手数料は他の証明書と同様に窓口交付より100円安く設定

- ① 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）手数料350円/通 . . . パスポート申請 相続手続き 年金 生命保険の請求などで使用
- ② 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）手数料350円/通
- ③ 戸籍の附票の写し 手数料200円/通 . . . 不動産登記、車の名義変更・廃車などで使用

戸籍証明書の交付状況

年度別の交付状況

年度	申請方法	戸籍謄本・抄本	計	戸籍の附票	計	手数料収入合計
令和3年度	窓口	7,207件	8,281件	446件	916件	4,001,250円
	郵送	1,074件		470件		
令和4年度	窓口	7,886件	8,984件	484件	1,037件	4,353,900円
	郵送	1,098件		553件		

窓口件数は市民窓口課、西部出張所、東部出張所、市民窓口ステーションの合計

龍ヶ崎市の戸籍数・戸籍人口

❖ 戸籍数 26,342 戸籍人口 63,855人

追加する目的は？経費は？

追加の目的

1. 市民等の利便性の向上
2. 窓口DXの推進／窓口の混雑緩和
3. マイナンバーカードの普及・利用促進
4. 職員の負担軽減



郵送請求や窓口ではなく近くのコンビニで取得できる
待ち時間の減少 来させない窓口の推進
利用メニューが増えカードの利用・普及促進につながる
他の業務が行える時間が生まれる

年間経費

- ① ランニングコスト $26万5千円 / 月 \times 12ヶ月 \times 1.1\% = 349万8千円$ (コンビニ交付戸籍システム利用料)
- ② 取扱い手数料 $117円 / 件 \times 3,000件 (見込み) = 35万1千円$ (JLIS取扱手数料)



年間 384万9千円

イニシャルコスト・スケジュール

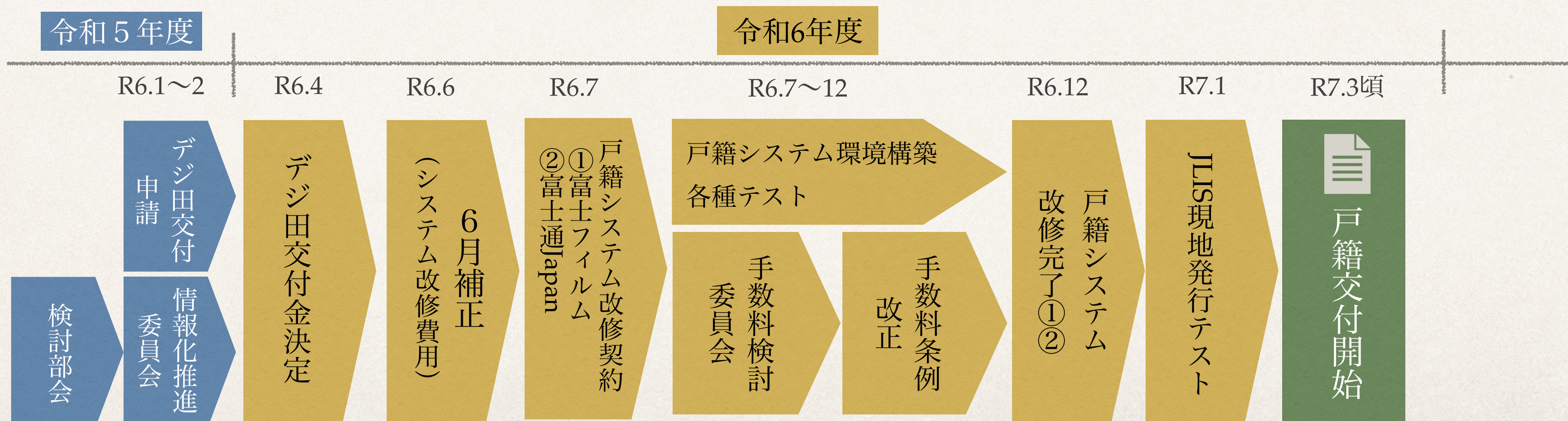
イニシャルコスト

令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金（補助率1/2）を申請中

システム改修費用 約1,200万円 ❖ 導入年度のランニングコストも補助対象

交付開始までのスケジュール

令和7年3月頃開始



戸籍法の一部改正について

令和6年3月1日より

戸籍証明書の広域交付

本籍地以外の自治体窓口でも戸籍証明書の取得が可能となる。

- ❖ 但し、個人事項証明書（戸籍抄本）は取得できない。
- ❖ 第1、3土曜日・翌日曜日については、システムメンテナンスにより取得不可

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行

「戸籍電子証明書提供用識別符号」について

- ❖ 行政手続きの際に、全国の戸籍サーバーより特定の戸籍を参照するためのパスワードのようなもの。市役所窓口やマイナポータルから発行。パスポートのオンライン申請で利用される予定ではあるが、それ以外の利用についてはまだ決まっていない。

戸籍証明書追加の必要性

- ① 茨城県内においても窓口DXの一環として戸籍証明書を追加する自治体が増えてきている。
- ② 戸籍の広域交付が開始されても、開庁時間内に役所に出向き申請しなければならない手間は残る。
- ③ 広域交付では個人事項証明書（戸籍抄本）は取得できない。
- ④ 戸籍電子証明書識別符号の利用が実用化されるのはまだ先。
- ⑤ 「龍ヶ崎市はコンビニで戸籍は取れますか？」の問い合わせが結構あり、コンビニで交付できれば、説明に時間のかかる郵送請求を案内する必要がなくなり、申請者、職員共に負担軽減になる。
- ⑥ マイナンバーカードの利用・普及促進になる。
- ⑦ 開庁時間短縮に伴うサービスの向上に繋がる。

「フロントヤード改革」「市民サービスの利便性の向上」「業務の効率化」の推進に必要



証明書コンビニ交付サービス 手数料の減額について



令和6年2月9日開催 情報化推進委員会 資料

市民経済部 市民窓口課

証明書コンビニ交付サービス手数料の減額について

1.趣旨・目的

マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで発行する住民票の写し等の証明書の手数料を、インパクトのある金額に減額することで、証明書コンビニ交付サービスを、より多くの市民に知ってもらい、利便性を実感してもらうことにより、窓口DXの推進、窓口の混雑緩和、業務の効率化、並びにマイナンバーカードの利用・普及促進に繋げることを目的とする。

2.減額したい理由

- ① 市民窓口課の窓口が、他の自治体の窓口と比べかなり混雑している。
- ② 日中、来庁者が多いため、窓口業務に追われ、内部業務を時間外に行っている。
- ③ マイナンバーカードが普及しているが、利用が進んでいない。
- ④ 窓口と100円の差額では、コンビニへの誘導効果が低い(他の自治体も同様)。

3.内容

最大の効果を得るため、マルチコピー機の最低利用料金(10円)に期間限定で引き下げたい

証明書の種類	手数料	現在の手数料	窓口交付の手数料
住民票の写し		200円	300円
印鑑登録証明書		200円	300円
課税所得証明書		200円	300円
戸籍謄本・抄本			450円
戸籍の附票			300円

4.期間

戸籍証明書交付開始と同時スタートで相乗効果

令和7年3月(予定)～令和8年5月まで(繁忙期の終わり)

5.減収額

実施期間1年3ヶ月でコンビニ交付件数が1万件から3万件(全体の約50%)に増加した場合

証明書全体の交付件数 約6万件(窓口・郵送・コンビニ)

【令和4年度実績】

窓口交付(300円) 5万件 コンビニ交付(200円) 1万件

・歳入 ①1,700万円

・歳出 ②117万円(JLIS取扱い手数料117円/件)

【手数料10円を実施した場合】

窓口交付(300円) 3万件 コンビニ交付(10円) 3万件

・歳入 ③930万円

・歳出 ④351万円(JLIS取扱い手数料117円/件)

・歳入計 ①1,700万円－③930万円＝770万円減

・歳出計 ②117万円－④351万円＝234万円増

減収額 Δ 1,004万円

県内の減額状況

自治体名	手数料(住民票・印鑑登録証明書・課税所得証明書)			減額期間
	コンビニ交付 (期間限定)	コンビニ交付 (通常時)	窓口交付	
龍ヶ崎市	10円	200円	300円	1年3ヶ月 R7.3~R8.5
つくば市	10円	150円	200円	7ヶ月 R4.11.1~R5.5.31
古河市	10円	200円	300円	1年 ※途中6カ月延長 R52.1~R6.1.31
稲敷市	10円	300円	300円	1年5ヶ月 ※途中1年延長 (R4.11.1~R6.3.31)
石岡市	150円	200円	300円	1年4ヶ月 (R4.12.26~R5.3.31)

手数料10円を実施している自治体の状況

【稲敷市】

コンビニ交付率が15%から28%と約2倍に増加
来庁者が以前より減っている。

【つくば市】

コンビニ交付と窓口交付の交付割合が4:6から6:4に逆転。
終了後も来庁者数の変化はなく、10円の効果はかなりあったと思う。

【古河市】

コンビニ交付率がR4.4.1までは月平均1800件だったが、
R5.2~R5.9は月平均4000件と約2倍に増加

コンビニ交付10円についての疑問点

Q1 なぜ金額は10円なの？100円でもいいのでは？

A 目的である窓口DXの推進、窓口の混雑緩和、業務の効率化、マイナンバーカードの利用・普及促進などの啓発効果を**最大限**に高めるため、マルチコピー機の最低金額である10円としたためです。より多くの方にご利用いただくことがこの施策では重要と考えます。

Q2 証明書は必要な時に取るものなので、10円にする意味はあるの？

A 今回の手数料10円への減額については、格安スマホなどで見られるような、販売促進策とは趣旨が違います。

現在、窓口で証明書を発行する件数が年間約50,000件です。1日にすると約200件。窓口DXの推進、窓口の混雑緩和、業務の効率化を図るうえで、この件数をいかに減らせることができるのかが重要で、これがきっかけとなって、コンビニ交付の便利さを知っていただき、同時にマイナンバーカードの利用促進も図れます。他の自治体の例からもその効果は十分あると考えます。

Q3 手数料収入が減ってしまうことについてどう考えているの？

A 窓口DX(行かなくても済む市役所)の推進やコンビニ交付の便利さを実感してもらうこと、マイナンバーカードの普及・利用促進や証明書発行業務の減少に伴う時間外の削減、職員の適正配置など本事業は費用対効果を十分得られると考えます。

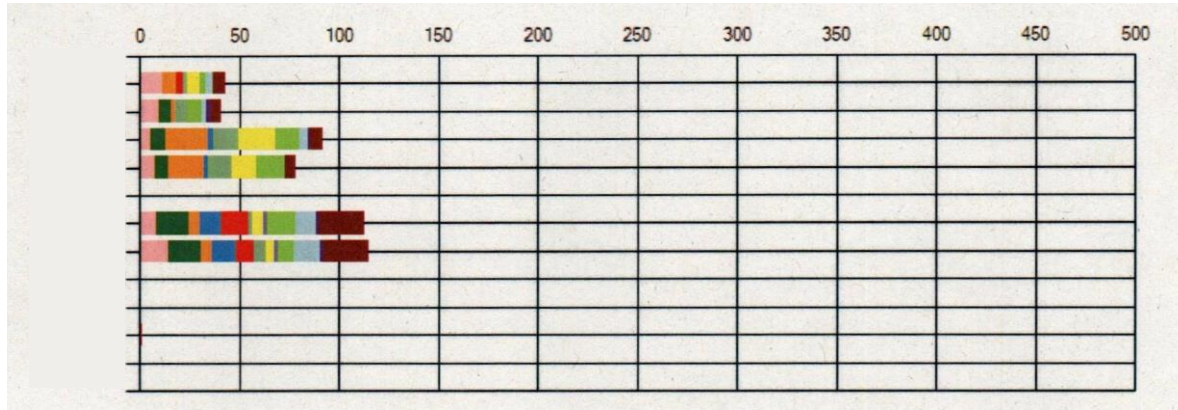
Q4 現行の手数料と減額後の手数料と比較し、収入の差をどのように考えてるの？

A 一般的に役所に来る方の50%は証明書を取得することが目的と言われていています。今回は、市民の方が役所に行く負担を減らすため、窓口DXの観点や、マイナンバーカードの利用・普及促進、窓口の混雑緩和を目的として実施。

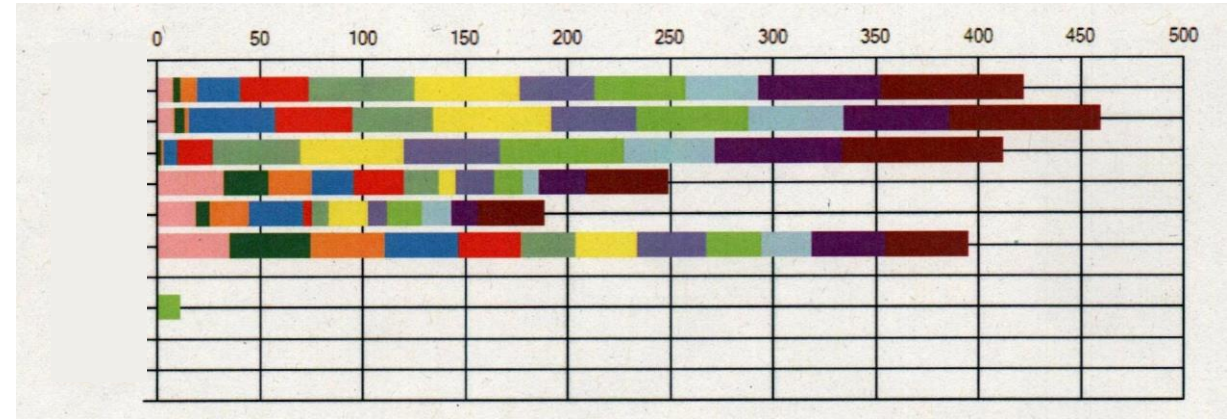
現在、窓口は常に混雑、職員の負担は増える一方、職員数は将来的にも増えない中でどう対応するかを考えれば、証明書を取得するためだけに来る方を減らすことであり、今からコンビニ交付の便利さを知ってもらう必要があるため、証明書が収入源になるという視点ではなく、将来を見据えた施策であると考えます。

市民窓口課の時間外勤務の状況

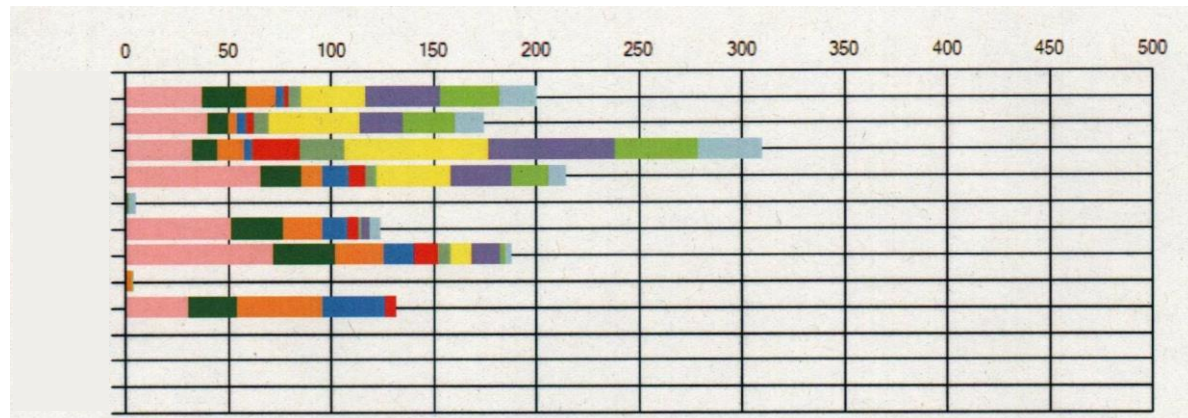
令和3年度



令和4年度



令和5年度(1月時点)



令和3年度と比較すると、来庁者の増加(外国人の手続きなど)の影響により日中、窓口業務に追われ内部業務が出来ず時間外が大幅に増加している。来庁者数を減らすことが喫緊の課題。令和4年度についてはマイナンバーカード業務で大幅増加

iJAMPの記事より抜粋

《市政コーナー》◎証明書交付、コンビニなら10円＝茨城県稲敷市、つくば市

茨城県稲敷、つくば両市は、住民がマイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアのマルチコピー機で証明書を取得する場合、交付手数料を期間限定で10円に引き下げる。マイナカードの普及を図るとともに、市役所窓口への来訪者を減らし、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐのが狙い。

稲敷市は11月1日から2023年3月末まで、住民票の写し、印鑑証明、所得証明の交付手数料を現行の200円から下げる。手数料について、市民窓口課は「下げるならインパクトが大切だと考えた」としている。その上で、コピー機の稼働に必要な最低価格の10円にしたという。

つくば市は11月1日から23年5月末まで、住民票の写し、印鑑証明、戸籍謄抄本、課税・非課税証明などの手数料を現行の150～350円から下げる。5月末を期限とした理由について、市民窓口課は「4月に転入する多くの住民にも利用を促し、マイナカードの普及率を上げるのが狙い」と説明する。

《市政コーナー》◎コンビニ手数料10円に値下げ＝東京都世田谷区

東京都世田谷区は、2024年3月1日から4月末までの2カ月間、通常200円の各種証明書のコンビニ交付手数料を10円に引き下げる。年度末から年度初めの窓口混雑を緩和する狙い。交付手数料が減るため、23年度9月補正予算で歳入を約1300万円減額した。

対象は、住民票の写しや印鑑登録証明書、税関係証明書。窓口での交付手数料は1通300円で、コンビニでは200円だが、期間中はコンビニに限り10円とする。

区によると、9月の証明書発行件数は約6万6000件。うちコンビニ交付は約3万5000件で、全体の半数超を占める。毎年春は転出入などに関する手続きの件数が増え、今年3月は1万8550件と2月の9620件の倍近くに上った。期間限定ではあるが手数料を大幅に下げること、コンビニ交付のさらなる促進も狙う。

《市政コーナー》◎証明書取得、コンビニは10円に＝「行政コストも削減」—大西熊本市長

熊本市は、マイナンバーカードの交付率向上や窓口の混雑緩和を目指し、マイナカードを活用してコンビニエンスストアで取得する証明書の発行手数料を10円に引き下げた。2023年3月31日までで、事業費は2800万円程度を見込む。

住民票の写しや印鑑登録証明書などは400円、戸籍謄本・抄本は450円だが、これらを一律10円に減額。市役所など、窓口での発行手数料は据え置く。

同日、大西一史市長は市内のコンビニで証明書を取得。記者団に「安くて利便性が高い。新型コロナウイルス感染のリスクも低く、行政コストも落ちる」と話した。

《市政コーナー》◎「コンビニ交付」手数料10円に＝北海道伊達市

北海道伊達市は、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアなどで証明書を発行する「コンビニ交付」の手数を現在の200～450円から10円に引き下げる。市によると、手数料を引き下げた自治体は道内に複数あるが、10円にするのは初という。カードの普及促進が主な狙い。

既に条例改正案を市議会に提出しており、可決されれば10月1日から施行する見通し。コンビニ交付は住民票の写しなど計6種類が対象。市役所窓口での手数料は据え置く。

2021年度の窓口での証明書発行は約3万件。一方、コンビニ交付は約1500件だった。コンビニ交付が進むことで、窓口の混雑緩和も見込む。

コンビニ交付手数料10円実施自治体PRチラシ

春日部市の証明書の取得は

コンビニが便利でお得

令和4年12月20日よりコンビニ交付の春日部市の証明書が **10円** になります。

※手数料が条例で免除されていてもコンビニでは有料になります。
※手数料の引き下げは令和7年3月31日までです。

利用可能店舗	取得できる証明書
<p>全国どこでも OK</p> <p>※マルチコピー機を設置している店舗に限りです。</p>	<p>★住民票(住民票コードは記載不可)</p> <p>★印鑑登録証明書(登録者のみ)</p> <p>★戸籍謄本・戸籍抄本※1</p> <p>★戸籍の附票の写し※1</p> <p>★市民税・県民税課税(非課税)証明書※2</p> <p>★各税目の納税証明書(車検用納税証明書を除く)</p> <p>※1 籍籍・改進黨戸籍に係るものを除く。 ※2 春日部市に本籍がある人は、住所が市外であっても、初回の申請時に納税登録申請をすることで、全国のコンビニで戸籍謄本・戸籍抄本・戸籍の附票の写しを取得できます。 ※3 未申告の人は取得できません。(収入が0円の場合でも申告が必要です)</p>

マイナンバーカードで、カンタン取得

コンビニで証明書を取得するには、**①マイナンバーカード**が必要です。
②数字4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書の暗証番号)

マルチコピー機の詳しい操作方法はこちらからご確認ください。

春日部市 行政デジタル改革課 受付時間 平日 8:30~17:15
048-736-1116
コンビニ交付は、地方公共団体情報システム機構が構築しているサービスです。

奈良市からのお知らせ

マイナンバーカードがあると **とっても便利!!**

いつでも!近くで!お安く!簡単に!

コンビニ交付の証明書が **10円**

奈良市発行の証明書に限り

令和5年 1/5 ~ 10円

令和6年 3/31 まで

マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などが、コンビニエンスストア等で取得できます!

(市窓口での交付は従来通りの金額です)

サービスが利用できる店舗	取得できる証明書	ご利用可能時間
<ul style="list-style-type: none"> セブンイレブン ローソン ファミリーマート イオン <p>※このほか、全国のコンビニ等のマルチコピー機が設置されている店舗</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し 印鑑登録証明書 課税(非課税)証明書 戸籍の全部・個人事項証明書 戸籍の附票の写し <p>※本籍地が奈良市の方に限ります ※改製原戸籍・除籍や住民票の除票などはできません</p>	<p>6:30~23:00</p> <p>※年末年始(12月29日~1月3日)と保守点検日はご利用できません ※戸籍の届出をされた場合、戸籍や住民票の内容反映に日数を要します ※課税(非課税)証明書については、コンビニ等で証明書を取得できない場合があります 詳細はお問い合わせください</p>

ご利用に当たっては、マイナンバーカードが必要となります

お問い合わせ 市民課 ☎(0742)34-4730
住民票・印鑑登録証明書・戸籍・附票・マイナンバーカード

お問い合わせ 市民税課 ☎(0742)34-4958
課税(非課税)証明書

熊本市独自!

身近で便利なマイナンバーカードの **コンビニ交付サービス** 発行手数料が

10円

でご利用いただけます!!

実施期間: 令和4年 12/1 ~ 令和5年 3/31

この機会にコンビニ交付サービスを利用してみませんか?

お問い合わせ先
熊本市マイナンバーカードコールセンター
TEL.096-277-1869(平日8:30~17:15)

市役所 1階フロア コンビニ交付のPR状況

記載台



記載台



待合席



記載台 (着座用)

